

【議案第41号】一般会計補正予算(第1号)

約3億8千3百万円



## 定額減税を全額控除できない人への対応は？

**説明** 今年度、国が実施する定額減税の減税可能額は、納税義務者本人そして配偶者を含む扶養親族1人につき、所得税分は3万円、個人住民税分は1万円である。

しかし、所得税や個人住民税の定額減税可能額の全額を定額減税として控除しきれないと見込まれる場合、市では、その合計額を算出し、1万円単位に切り上げた額を調整給付額として給付する。

その対象者を12,000人と見込み、給付額として、3億5,400万円。また、給付に対応するためのシステム改修費などの、2,900万円と合わせて、3億8,300万円を増額補正したい。

**問** 調整給付額の給付対象者には、確認書を送付されるということであるが、その後、給付までのスケジュールは。

**答** 定額減税可能額を控除しきれない人に対しては、7月下旬に確認書を送付する。

その後、8月上旬から受付を開始し、9月上旬から給付を開始する予定である。

**問** 一旦、調整給付額の給付を受けた後で、確定申告を行った場合の対応はどうか。

**答** 調整給付額の給付を受けた後、確定申告により、令和6年分の所得税額が確定し、調整給付額に不足があることが判明した場合は、不足分を追加で支給する。

【請願第1号】

## 『鯖江市民活動交流センターの現在地での存続を強く求める請願』を審査

**請願の内容**

老朽化した嚮陽会館を屋内型子どもの遊び場、市民活動交流センター機能を加えた複合交流施設として整備し、現在の市民活動交流センターを閉館するとの決定が突然なされた。

「市民主役のまちづくり」の中核を担ってきたNPO団体に、十分な事前説明や周知のない中で決定が行われ、各NPO団体は、今後の活動継続に大きな不安を抱いている。

現在の市民活動交流センターは、市が進める「市民が主役のまちづくり」における活動拠点として、25年にわたって重要な位置を占めてきた。センターの閉館、移転に伴い活動拠点が分散し、各NPO団体の横のつながりが失われ、活動が停滞・縮小することが考えられる。

また、複合交流施設とした場合、休日に施設利用が集中することが予想され、施設の使用に支障を来すことが懸念される。

よって、同センターについては、嚮陽会館に集約せず、現在地での存続が望ましく、計画見直し等の検討を求める。

**採択に賛成する意見**

この請願が提出された背景に、市と市民活動団体との間で、十分な対話がなされなかったことが大きな要因としてある。長年、市民活動を続けてきた市民団体の方からこのような請願が出されたことは本当に残念であり、この請願は採択すべき。

**継続審査に関する意見**

市と市民活動団体との間で、十分な事前説明がなされたかどうか認識の違いがある。また、現在の同センターの跡地利用について、市の考え方が十分に示されていない側面もあった。

しかし、今後の嚮陽会館複合交流施設整備に向けては、特別委員会において出された意見や要望等について、組み入れるべきものは、積極的に組み込むとともに、市民からの意見も十分に反映するよう理事者に対して要請している。

その上で、今後どのようにしたらこれまで以上に市民主役が推進できるのかといった手法や活動場所の配置など、市と市民活動団体との間で、十分な意見交換や情報共有を図るべきで、そのためには一定の時間が必要。現段階では採択・不採択を決定せず、継続審査とすることが望ましい。